

福長介第5942号  
令和6年3月14日

内閣府 規制改革推進会議  
健康・医療・介護ワーキング・グループ 様

さいたま市長 清水 勇人

### 要介護認定の迅速化・正確性確保について(意見書)

我が国では、平成12年(2000年)に創設された介護保険制度の下、公的な介護サービスが提供されてきているが、超高齢社会の進展に伴い、要介護認定者数は大幅に増加しており、さらに、今後も2040年に向けて増加する見通しです。

本市においても、要介護認定者数は令和5年11月現在約6万人であり、平成18年の4市合併直後の約2万8千人から約2.1倍に増加しています。要介護認定申請件数で見ると、制度創設以来、増加傾向であり、令和2年度から令和5年度までは、いわゆるコロナ特例により認定有効期間が延長可能となったことで申請件数が抑制されたものの、令和6年度以降は大幅増加傾向の見通しです(令和9年度は過去最大の約6.3万人、令和5年度約4.2万人の約1.5倍に増加)。

要介護認定は介護保険の被保険者が介護保険サービスを受けるために必要な手続きであり、本市においても、Web介護認定審査会の導入、二次判定(介護認定審査会)の簡素化(認定調査等の内容が長期に亘り変化していない状態安定者の場合)、認定有効期間の延長(更新の場合、通常12か月を48か月に延長)などの取組を通じ、要介護認定申請から処分までの事務を可能な限り迅速に行っております。

しかし、本市においては要介護認定申請から処分までの日数は過去10年間(平成26年度～令和5年度)を見ても、40日超であり、法定30日以内を超えるのが常態化しており、令和6年度には申請件数が介護認定審査会の処理能力を超える見込みです。本市の高齢者人口が2040年に向けて、令和6年現在の約31万人から、約41万人に増加する見通しも踏まえれば、中長期的には、要介護認定に要する期間が更に長期化するおそれがあります。

また、自治体職員のみならず、認定調査員や介護認定審査会委員など要介護認定事務に必要な人員の確保は困難となっており、認定調査員の新規募集を行ってお

りますが、応募がない状況となっております。申請者本人やその家族、ケアマネジャーを含め、要介護認定に関する事務負担は非常に大きなものとなっております。

こうした状況は、本市だけの特異な状況ではなく、多少の程度は異なるものの、大半の保険者も同様と認識しております。このため、保険者ごとの多少の業務改善で解決できるものではなく、例えば、要介護認定に要する期間の半減といった目指すべき状況の実現の観点から、要介護認定制度自体の抜本的な見直しが必要と考えております。

以上を踏まえ、本市は、以下、3つの提案をいたします。要介護認定の迅速化・正確性確保の実現に向け、検討いただくようお願いします。

#### 1. 要介護認定におけるAIの活用とデジタル化

これまで保険者に提出された認定調査票74項目及び特記事項の内容をAIで学習させることにより、新しい認定ソフトを導入し、より精度の高い一次判定を実現させる。

その他、AIによる認定調査票の確認、介護認定審査会のオンライン化・ペーパーレス化など、要介護認定に関する事務のデジタル化を徹底させる。

#### 2. 二次判定(介護認定審査会)の省略

介護認定審査会を簡素化する場合でも必要である、介護認定審査会への簡素化対象者リストの通知を省略させることにより、一次判定をそのまま二次判定とすることを可能とする。

#### 3. 要介護認定更新における自動延長の導入

要介護認定の2回目の更新申請について、専門家の同意のもと、申請者の申し出がある場合は、最長48か月の有効期間延長を可能とする。